４．「基準期間の回収額」は、回収した前払式支払手段の販売価格の合計額ではなく、当該前払式支払手段を使用して対価の弁済に充てられた金額（有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第１項の規定による払戻しの手続から除斥された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高及び法第31条第１項の権利の実行の手続から除斥された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手続に係るものに限る。）の未使用残高を含む。）の合計額を記載すること。

［５．・６．　略］

７．法第29条の２第１項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日（同条第２項に規定する特例基準日をいう。以下この様式において同じ。）の翌日から次の通常基準日（同条第２項に規定する通常基準日をいう。以下この様式において同じ。）までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」として記載し、これに応じた「基準期間の発行額」及び「基準期間の回収額」を記載すること。また、「前基準日未使用残高」は、当該特例基準日の直前の通常基準日における未使用残高を記載すること。

（第２面）

２．前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況

［表略］

（記載上の注意）

１．　［略］

２．「基準期間」の「回収額」の＜　＞書きは、代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第１項の規定による払戻しの手続から除斥された者に係る前払式支払手段（当該払戻しの手続に係るものに限る。）の未使用残高及び法第31条第１項の権利の実行の手続から除斥された者に係る前払式支払手段（当該権利の実行の手続に係るものに限る。）の未使用残高を内書きで記載すること。

［３．～６．　略］

（第３面）

３．現に供託している発行保証金の内容（供託所名　　）

［イ．～ハ．　略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．発行保証金の取戻しをした場合であって、当該取戻しが内渡しであるときは、当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債については、その銘柄及び金額）に関する事項につき証明を受けたことを証する書類を添付すること。

４．現に締結している発行保証金保全契約の内容

［表略］

（記載上の注意）

従前の発行保証金保全契約の内容を変更し、又は更新した場合は、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写しを添付すること。

５．現に締結している発行保証金信託契約の内容

［表略］

４．「基準期間の回収額」は、回収した前払式支払手段の販売価格の合計額ではなく、当該前払式支払手段を使用して対価の弁済に充てられた金額（有効期限の到来その他の理由により代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第１項の規定による払戻しの手続において除斥された前払式支払手段の未使用残高及び法第31条第１項の権利の実行の手続において除斥された前払式支払手段の未使用残高を含む。）の合計額を記載すること。

［５．・６．　同左］

７．法第29条の２第１項の規定の適用を受けている場合で、同項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間であるときは、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間を「基準期間」として記載し、これに応じた「基準期間の発行額」及び「基準期間の回収額」を記載すること。また、「前基準日未使用残高」は、当該特例基準日の直前の通常基準日における未使用残高を記載すること。

（第２面）

２．前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況

［同左］

（記載上の注意）

１．　［同左］

２．「基準期間」の「回収額」の＜　＞書きは、代価の弁済に充てられなくなった金額、法第20条第１項の規定による払戻しの手続において除斥された前払式支払手段の未使用残高及び法第31条第１項の権利の実行の手続において除斥された前払式支払手段の未使用残高を内書きで記載すること。

［３．～６．　同左］

（第３面）

３．現に供託している発行保証金の内容（供託所名　　）

［イ．～ハ．　同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

［加える。］

４．現に締結している発行保証金保全契約の内容

［同左］

（記載上の注意）

従前の発行保証金保全契約の内容を変更又は更新した場合は、契約書又はその旨を証する書面の写しを添付すること。

５．現に締結している発行保証金信託契約の内容

［同左］